

「障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業」FAQ

※回答については、今後変更が生じる可能性があります。※ （令和7年9月時点）

No	事項	質問	回答
1	補助	公立の施設は、補助の対象としてよいか。	補助の対象となる。
2	交付の対象	事業の対象期間はいつからか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの性被害防止対策に係る設備等の導入経費を対象とする。
3	交付の対象	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助はどうなるのか。	同一敷地内に複数の事業が運営されている場合は、1事業所として取り扱う。
4	補助対象	カメラ等のリース費用は、対象となるか。	リース費用は、全て対象外となる。
5	補助対象	人件費は補助対象になるか。	補助対象外となる。
6	補助対象	事業所が取引先に支払う際の振込手数料については、補助対象に含まれるか。	振込手数料は補助対象外となる。
7	補助対象	既存設備等の改修費は、対象となるか。	既存設備等の改修費は、補助対象外となる。（本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限る。）
8	補助対象	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費に要する経費は、事業所の負担となる。
9	補助対象	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も対象となるか。	取り外しの費用は対象とはならない。 新たな設置費用は、導入に不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
10	補助対象	撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。	利用者のプライバシー保護や、保護者の安心に応える観点から不可欠であると判断できるのであれば、補助対象として差し支えない。
11	補助対象	カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。	カメラの導入に不可欠と判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
12	その他	カメラ（固定カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録に当たっては、 ・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと。 ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像補完体制の構築を行うことが望ましい。（補助の要件ではない。）
13	その他	補助金交付を受ける場合において、留意することはあるか。	〔財産処分について〕 本補助金を活用して機器等を購入し、その後当該機器を別事業へ使用する場合や、障害児通所支援事業を「休止」、「廃止」、「別法人への事業譲渡」等がされる場合は、財産処分の手続きが必要になる場合があります。御理解と御了承の上、申請いただきますようお願いします。 なお、これらの事由に該当する可能性がある場合は、方針が決まった時点で速やかに補助金担当者まで御連絡ください。 〔消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について〕 交付要綱別記16に定める報告書についてとなります。これは、本補助金の交付を受けたすべての事業者が交付事業所ごとに報告書を作成し、提出する必要のある書類です。 提出依頼については補助金交付後に別途御連絡いたしますが、令和7年度補助金については令和9年ごろの依頼を予定しております。依頼までに期間が空きますので、御理解と御了承の上、申請いただきますようお願いします。 ※万一、本報告書依頼までに、「事業の休止」、「事業所の廃止」、「別法人への事業譲渡」等がされる場合は、方針が決まった時点で速やかに補助金担当者まで御連絡ください。 （なお、本報告書は、事業の廃止や事業譲渡等がなされていたとしても、補助金の交付を受けた事業者として報告いただく必要があります。）